

広島県告示第七百五十二号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定によって、次の指定介護機関から居宅介護事業等を廃止した旨の届出があった。

平成二十年九月四日

広島県知事 藤 田 雄 山

事業者の名称 医療法人 圭心 会	主たる事務所 の所在地 呉市本通五丁目 九番一七号岡本 ビル二〇一	事業所の名称 グレース歯科ク リニック	事業所の 所在地 呉市本通五丁目 九番一七号岡本 ビル二〇一	廃止年月日 平成二〇年三月 三十一日
------------------------	---	---------------------------	--	--------------------------